

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐呂間町は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道佐呂間町長

公表日

令和7年12月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、住民の生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税を賦課徴収、課税に必要な調査、課税総額と明細の確定を行っている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。</p> <p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①課税・非課税の住民に関する情報管理②課税根拠資料に係る個人特定及び管理③所得及び控除の管理④課税標準額及び税額の算出⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理⑥扶養関係情報の管理⑦各種税目の徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)及び課税明細書等の通知書の発行⑧各税目の証明書等の証明書の発行⑨税目ごとの口座登録⑩滞納整理に係る個人の特定及び管理⑪督促状の発送⑫地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分⑬地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等の通知書の発行 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	Web-TAWN(住民税・固定資産税・土地台帳管理・国民健康保険税・軽自動車税管理・収納管理・宛名管理・財務会計システム)、確定申告支援システム、法人7(法人住民税システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
Web-TAWN、町道民税の賦課・徴収に関するファイル、固定資産税(土地・家屋・償却資産)の賦課・徴収に関するファイル、国民健康保険税の賦課・徴収に関するファイル、軽自動車税の賦課・徴収に関するファイル、法人町民税の賦課・徴収に関するファイル、町税滞納処理に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表24の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	企画財政課、徴収対策室
②所属長の役職名	企画財政課長(兼徴収対策室長)

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 TEL 01587-2-1211
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 TEL 01587-2-1211
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者本人からマイナンバーの提供を受け、その真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、システムに情報を入力する際は、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
<選択肢>	
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	
3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	
5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	
6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	
7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	
8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		マイナンバー系の環境へのアクセスが可能な職員については、ICカード及びID/PASSによる認証と限定しており、権限を持たない職員がアクセスすることができないよう制限している。また、アクセスログを記録し定期的に不正なアクセスがないことを確認している。
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 II しきい値判断項目 1. 対象人数	企画財政課長(兼徴収対策室長) 武田温友	企画財政課長(兼徴収対策室長)	事後	見直しによる変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月10日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる変更
平成31年4月1日	IV リスク対策	平成27年3月10日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月18日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番16	番号利用法第9条第1項、別表24の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番26、27	番号利用法第19条第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和7年12月1日	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和7年12月1日	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者本人からマイナンバーの提供を受け、その真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、システムに情報を入力する際は、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策 判断の根拠	—	マイナンバー系の環境へのアクセスが可能な職員については、ICカード及びID/PASSによる認証と限定しており、権限を持たない職員がアクセスすることができないよう制限している。また、アクセスログを記録し定期的に不正なアクセスがないことを確認している。	事後	新様式への変更